

制度導入目前！

# 消費税軽減税率制度対応セミナー

課税事業者だけでなく免税事業者を含めた全ての方に

いよいよ本年10月から消費税が10%に引き上げられると共に、軽減税率制度が新たに導入されます。軽減税率制度は、対象品目を販売・仕入する課税事業者はもちろんのこと、飲食料品の販売がなくても仕入や経費として購入がある場合は区分経理が必要となる他、免税事業者においても課税事業者と取引がある場合に区分記載請求書等の発行を求められるケースもあるなど多くの方が関係することをご存知でしょうか。

本セミナーは、軽減税率制度の対象品目から帳簿・請求書の記載方法や補助金制度まで全ての事業者の方に知っておいていただきたいポイントについてお伝えします。

講師 税理士法人 林会計事務所

税理士 林 計二郎 先生

とき 令和元年9月26日(木) 午後3時00分より午後5時00分

ところ 川場村商工会館 2階

受講無料

申込方法 下記申込書にご記入の上、9月20日(金)までに商工会へ  
FAXするか、またはお電話にてお申込みください。

主催 川場村商工会 TEL52-2019 FAX52-3180

消費税軽減税率制度対策セミナー 受講申込書

|       |  |       |     |
|-------|--|-------|-----|
| 事業所名  |  | TEL   | FAX |
| 受講者氏名 |  | 受講者氏名 |     |